

編集・発行 芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛（愛媛資料ネット）
〒790-8577 松山市文京町3 愛媛大学法文学部寺内研究室気付
TEL 089-927-9317 Eメール terauchi@ll.ehime-u.ac.jp 郵便振替01690-8-5497

北条市立ふるさと館の調査で探求中の文書を発見

—庄屋抜地訴訟における原告側証拠（写）全文を入手—

矢野達雄（愛媛大学）

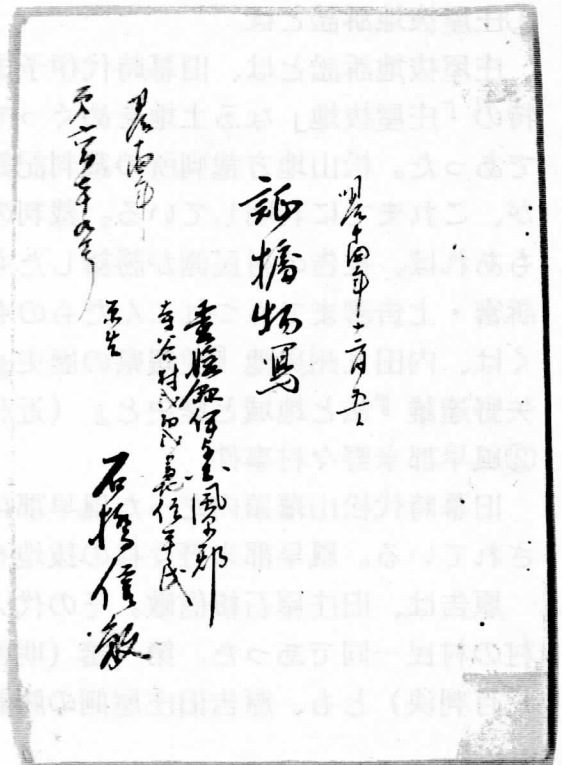
はじめに

芸予地震を機に発足した「愛媛資料ネット」は、参加者の輪も次第に広がり、着々と成果をあげている。この活動を担ってこられたのは、愛媛大学関係では、主として寺内浩先生や内田九州男先生であり、また日本史教室の学生のみなさんの奮闘であっただろう。また地元における多彩な参加者・協力者の活動も、この活動を盛り上げている要因として、忘れることはできない。

私は、余り活動には参加できていないのだが、しかし、一、二の資料調査に同行したことがある。昨年夏の三津の定秀寺と、北条市立ふるさと館の調査である。まだ、調査は途中段階なのだが、北条市立ふるさと館の調査において、長年探求を続けてきた史料と遭遇するという望外の経験に浴した。以下、その顛末を記そう。

一 発見した史料とは

北条市立ふるさと館所蔵の史資料の中に、庄屋史料がある。その中に、風早郡米野々村で代々庄屋を務めた白石家の文書があった。その中の、とくに一点の史料に、私の目は釘付けになった。「明治十四年十二月五日 証拠物写 愛媛県伊予国 風早郡寺谷村式百式番地住平民



原告「石橋信敏」なる文書（以下、本史料を「証拠物写」と称する）である。

本史料には、後で述べる風早郡米野々村訴訟において、原告から裁判所に提出されたとみられる、次のような5点の証拠（写）が綴じ合わされていた。

第壹号 「正徳三巳年 旧松山藩御奉行所ヨリ各郡へ触面ノ写」

第貳号 「明和二酉年 旧松山領藩主ヨリ越智郡桑村郡之内ニテ壹万石上地ノ
砌幕府御代官ヨリ達書ノ写」

第三号 「天明六午年 旧松山領伊予郡西古泉寺町両村均賦検地ノ節旧御代官
星野七郎氏ヨリ申渡書ノ写」

第四号 「明治元年 先庄屋白石次郎左衛門事白石次郎ヨリ当原告実父石橋太
平次エ庄屋地付譲り証拠写」

第五号 「明治十四年 勸解第貳千百七拾六号勸解表之写」

このうちとくに注目されたのは、第壹号～第三号である。これこそ、大げさに言えば、私がここ十年来探し求めていた史料である。どこかで発見できるだろうという期待はあったが、「まさか、ここでお目にかかるとは」というのが、正直な感想であった。

そのわけを理解いただくには、明治10年代に展開された庄屋抜地訴訟について、語らねばならない。

二 庄屋抜地訴訟について

①庄屋抜地訴訟とは

庄屋抜地訴訟とは、旧幕時代伊予国松山および今治藩領各村々に存在した独特の「庄屋抜地」なる土地をめぐる、明治十年代旧庄屋と村民が争った事件であった。松山地方裁判所の裁判記録その他から、18件の裁判が存在したことが、これまでに判明している。裁判の結果は、原告の旧庄屋側が勝訴したものもあれば、被告の村民側が勝訴したものもある。第一審では決着がつかず、控訴審・上告審までもつれこんだものも少なくないという大事件であった。詳しくは、内田九州男他『愛媛県の歴史』（2003年、山川出版社）256ページ以下、矢野達雄『法と地域と歴史と』（近刊、創風社出版）を参照されたい。

②風早郡米野々村事件

旧幕時代松山藩領内だった風早郡においても、庄屋抜地をめぐる訴訟が展開されている。風早郡米野々村の抜地をめぐる事件がそれである。

原告は、旧庄屋石橋信敏。その代人には、栗田宏綱が就任。被告は、米野々村の村民一同であった。第一審（明治15年1月14日判決）、控訴審（明治15年12月判決）とも、原告旧庄屋側の勝訴であった。

三 今回発見の「証拠物写」の意義

今回発見の「証拠物写」は、風早郡米野々村事件において、原告側から裁判所に提出された証拠とみられる。そのうち、第壱号～第三号は、本件のみならず多くの庄屋抜地をめぐる裁判に提出され、判決で言及された証拠であった。

裁判では、その真偽や解釈が争われたが、詳細は別の機会にゆだねよう。問題は、これら史料が判決の中で断片的に引用されるだけで、容易にその全貌がつかめない所に、搔靴搔痒の感があった。私は、各判決文中より断片を拾い上げて再構成するという、まるで律令の拾遺のような作業（何と大げさな！）を余儀なくされたのである。できれば全文を知りたいものだとの願望が沸々とわいてきたのは、無理からぬことと理解していただけるであろう。

それを、今回はからずも、北条市立ふるさと館所蔵史料の中から発見することができた。残念ながら写しであるから、文書の真偽論争に結着をつけるには至らない。しかしその全文を読むことができるようになったのは、大きな前進と言わなければならない。

偶々裁判所所蔵の判決原本の調査から手がけるようになった庄屋抜地の研究であるが、このように未発見の在地史料に接する度ごとに、その手ごたえの大きさに身震いを感じている。「愛媛資料ネット」の調査活動は、庄屋抜地の研究に、いっそうの広がりと深さをもたらしてくれそうである。



「北条市立ふるさと館資料調査」

「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」を市町村宛に提出・送付

愛媛資料ネット・城川町文書館では市町村合併にともなう公文書等の保存について各市町村に対して共同で要請文を出すことを県下の史談会に呼びかけていましたが、おかげさまで県下30の史談会・地域史研究団体より賛同の返答を得ることができました。そして、12月11日に県庁記者クラブで記者発表するとともに、以下の要請文を各市町村宛に提出・送付しました。

市町村合併時における公文書等の保存について（要請）

平素よりわれわれの活動に対して御協力を賜りありがとうございます。

さて、現在愛媛県では大規模な市町村合併が進行しつつあります。こうしたなかでわれわれが危惧するのは市町村合併によりそれまで役所・役場で大切に保存されてきた公文書等が散逸し、破棄されることです。かつての「昭和の大合併」時には公文書等が新しい市町村に引き継がれず、全国で大量の公文書等が失われましたが、愛媛県もその例外ではありませんでした。

公文書館法第三条では、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と規定されています。また、平成十四年二月には、総務省から全国の都道府県に対し、市町村合併時における公文書等の保存についての要請が出され、これを受け愛媛県では同月に愛媛県市町村合併推進本部事務局長（愛媛県総務部市町村課長）から各市町村合併担当課長宛に同内容の通知がなされています。

市町村に保存されている公文書等は、地域の歴史を知るための貴重な歴史資料・歴史遺産です。これらがなくなることは地域の歴史が失われることを意味し、また、まちづくりを進める上での大きな障害にもなります。

以上のことから、われわれは市町村合併時において公文書等が散逸・破棄されず、新しい市町村に引き継がれて大切に保存されることを要請します。

平成十五年十二月十一日

各 市 町 村 長 殿
各市町村文書管理担当者 殿
各 合 併 協 議 会 殿

なお、賛同していただいたのは以下の30団体です。

新居浜郷土史談会

山村研究会

西条史談会

小松史談会

ソーシアル・リサーチ研究会

東予市史談会

朝倉村史談会

今治史談会

史錬会

大西町史談会

風早歴史文化研究会

伊予史談会

近代史文庫

二神系譜研究会

重信史談会

中島町文化協会

伊予市歴史文化の会

松前史談会

砥部歴史文化の会

長浜史談会

内子町郷土研究会

宇和史談会

西南四国歴史文化研究会

野村史談会

城川町史談会

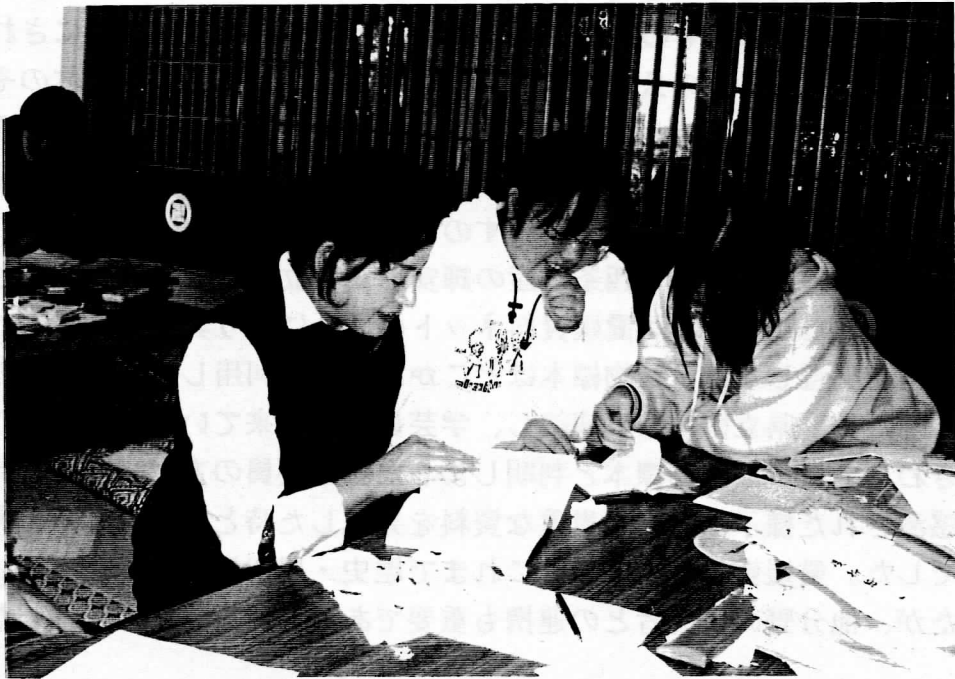
吉田町史談会

三間史談会

南宇和歴史民俗文庫

城辺史友会

愛媛民俗学会



「満願寺資料調査」

調査・整理活動、その他

- ◆ 10月に北条市のふるさと館で愛媛大学の教員・学生と風早歴史文化研究会・二神系譜研究会の方々とが共同で資料の整理作業を行いました。この時見つかった史料の意義について矢野先生に論じていただきました。
- ◆ 10月に朝倉村満願寺で愛媛大学の教員・学生が朝倉村史談会の方々や愛媛大学農学部付属高校の先生や生徒さんの協力を得て資料の整理作業を行いました。
- ◆ 12月に、松山市及び大洲市の旧家にあった屏風の下張り文書をはがす作業を愛媛大学で行いました。この作業は、愛媛大学の教員・学生の他、伊予史談会の方々、愛媛大学農学部付属高校の先生や生徒さんも参加して行いました。
- ◆ 1月に伊予銀行今治支店の「ギャラリー呑吐樋」で「写真と資料で見る今治の100年展」（今治史談会主催）が開催され、今治史談会の方々により整理された「秋山家資料」も展示されました。
- ◆ 1月19日に行われた小泉首相の施政方針演説の中に、「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備をはかります。」という一節があったのをご存じでしょうか。これは昨年4月に内閣府に「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」が設置され、7月には「中間取りまとめ」が公表されたこと、12月からは「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」も開催されていることと関わるものと思われます。もっとも、ここで問題にされているのは主として国レベルの公文書保存についてであって、地方自治体のそれではありませんが、注目に値する動きといえるでしょう。なお、これらの研究会・懇談会の議事要旨、「中間取りまとめ」については、内閣府あるいは国立公文書館のホーム・ページで閲覧できますのでぜひご覧下さい。
- ◆ 1月21日付の愛媛新聞で西条市産の輝安鉱が県立博物館に寄贈されたとの報道がありましたが、これは愛媛資料ネットの仲介により実現したものです。当家の資料を調査した際、鉱物標本はどこかで保存・利用して欲しい旨の申し出があったため、県立博物館に連絡し、学芸員の方に来ていただいたところ、それがきわめて貴重な鉱物標本と判明しました。学芸員の方が輝安鉱を見て、驚き、感激された様子は我々が貴重な資料を発見した時と全く同じで、興味深い経験でした。愛媛資料ネットではこれまで歴史・民俗資料しか扱っていませんでしたが、他分野の研究者との連携も重要であることを改めて認識した次第です。



(写真)



「写真と資料で見る今治の100年展」

愛媛資料ネット活動日誌

- ・ 10月19日
北条市のふるさと館で資料の目録作成作業（12名）
- ・ 10月26日
朝倉村満願寺で資料の目録作成作業（26名）
- ・ 10月28日
松山市古川南で調査活動（1名）
- ・ 10月30日
松山市古川南で資料の搬出作業（2名）
- ・ 11月20日
松山市古川南で資料の搬出作業（2名）
- ・ 12月11日
県庁記者クラブで「市町村合併時における公文書等の保存について」（要請）の記者発表（3名）
- ・ 12月15日
愛媛大学で屏風の下貼文書をはがす作業（16名）
- ・ 12月18日
松山市市民情報課に「市町村合併時における公文書等の保存について」（要請）を提出（3名）
- ・ 12月22日
愛媛大学で屏風の下貼文書をはがす作業（17名）
- ・ 1月22日
愛媛大学で資料の目録作成作業（1名）
- ・ 1月23日
愛媛大学で資料の目録作成作業（4名）
- ・ 2月2日
愛媛大学で屏風の下貼文書をはがす作業（11名）
- ・ 2月9日
愛媛大学で屏風の下貼文書をはがす作業（7名）
- ・ 3月18日
今治市広紹寺町で調査活動（4名）